

1. 騒音

(1) 騒音に係る環境基準

①一般環境基準（弘前市環境基準類型指定図 参照）

地域の類型	時間の区分		基準値	
	昼間	夜間	昼間	夜間
	6:00～22:00	22:00～翌6:00		
AA地域	50 dB以下	40 dB以下		
A地域及びB地域	55 dB以下	45 dB以下		
C地域	60 dB以下	50 dB以下		

- 備考
- 騒音測定レベルは等価騒音レベル（Leq）測定。
 - AA地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
 - A地域：専ら住居の用に供される地域
 - B地域：主として住居の用に供される地域
 - C地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

②道路に面する騒音環境基準（弘前市環境基準類型指定図 参照）

地域の区分	時間の区分		基準値	
	昼間	夜間	昼間	夜間
	6:00～22:00	22:00～翌6:00		
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下		
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下		

幹線交通を担う道路に近接する空間については、 上表にかかわらず、特例として次の基準値のとおりとする。	時間の区分		基準値	
	昼間	夜間	昼間	夜間
	6:00～22:00	22:00～翌6:00		
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 dB以下	65 dB以下		

- 備考
- 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
 - 幹線交通を担う道路とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。
 - 近接する空間とは、幹線交通を担う道路の車線が2車線以下の場合は道路端から15mまで、2車線を超える場合は道路端から20mまでの空間をいう。
 - 航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準について、弘前市では該当しない。

(2) 騒音規制法による規制基準

①特定工場等において発生する騒音の規制基準（弘前市騒音規制地域図 参照）

規制時間 区域区分	朝 6:00～8:00	昼 8:00～19:00	夕 19:00～21:00	夜 21:00～翌6:00
第1種区域	45 dB	50 dB	45 dB	45 dB
第2種区域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	60 dB	65 dB	60 dB	50 dB
第4種区域	65 dB	70 dB	65 dB	55 dB

- 備考 1. 基準値は、特定工場等の敷地の境界線での値。
 2. 第2種、第3種又は第4種区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、この表の値から5dB減じた値とする。

②特定建設作業騒音に係る基準（弘前市騒音規制地域図 参照）

規制種別 区域区分	基準値	作業禁止時刻	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	85 dB	19:00～翌7:00	10時間/日	連続6日	日曜日 及び休日
2号区域		22:00～翌6:00	14時間/日		

- 備考 1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値。
 2. 1号区域：第1種、第2種、第3種区域並びに、第4種区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の敷地の周囲80mの区域内
 3. 騒音規制法に係る特定工場等及び特定建設作業の区域区分については次表のとおり。

地域の類型	特定工場等の区域区分	特定建設作業の区域区分
A地域	第1種区域	1号区域
	第2種区域	
B地域	第3種区域	
C地域	第4種区域	学校等の周囲80m内
		上記以外

③自動車騒音の要請限度（弘前市環境基準類型指定図 参照）

時間区分 区域区分	要 請 限 度	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌6:00
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表の要請限度のとおりとする。	要 請 限 度	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌6:00
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 dB	70 dB

④騒音規制法に規定する特定施設の種類の種類

特定施設	施設の規模
金属加工機械	
圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。
製管機械	
ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。
液圧プレス	矯正プレスを除く。
機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン（30重量トン）以上のものに限る。
せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。
鍛造機	
ワイヤーフォーミングマシン	
ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
タンブラー	
切断機	砥石（といし）を用いるものに限る。
空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
織機	原動機を用いるものに限る。
建設用資材製造機械	
コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。
アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
木材加工機械	
ドラムパーカー	
チップパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
碎木機	
帯のこ盤 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
かんな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
抄紙機	
印刷機械	原動機を用いるものに限る。
合成樹脂用射出成形機	
鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

⑤騒音規制法に規定する特定建設作業の種類

特 定 建 設 作 業	
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 ※くい打機に関してはもんけんを除く。 ※くい抜機又はくい打くい抜機に関しては圧入式くい打くい抜機を除く。 ※くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。	
びょう打機を使用する作業	
さく岩機を使用する作業 ※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。	
空気圧縮機を使用する作業 ※空気圧縮機に関しては電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。 ※さく岩機の動力として使用する作業を除く。	
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 ※コンクリートプラントに関しては混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。 ※アスファルトプラントに関しては混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。 ※モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。	
バックホウを使用する作業 ※バックホウに関しては一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。	
トラクターショベルを使用する作業 ※トラクターショベルに関しては一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。	
ブルドーザーを使用する作業。 ※ブルドーザーに関しては一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。	

⑥県条例に規定する騒音関係施設の種類

用途区分	騒音関係施設	施 設 の 規 模
工場等の用に供するもの	ディーゼルエンジン	出力が7.5kw以上であること。
	ガソリンエンジン	
	クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75kw以上であること。
	オイルバーナー	燃焼能力が重油換算で1時間当たり15%以上であること。
土石又は鉱物の加工の用に供するもの	切断機	原動機の定格出力が3.75kw以上であること。
	せん孔機	原動機の定格出力が2.25kw以上であること。
	研磨機	
マッチ軸木の製造の用に供するもの	軸むき機	
	軸きざみ機	
	選別機	
	乾燥機	
繊維工業の用に供するもの	動力打綿機	
	動力混打綿機	
製鋼の用に供するもの	製鋼機（電動機を用いるものに限る。）	

備 考 鉱山施設、電気工作物である施設及びガス工作物である施設を除く。

⑦県条例に規定する騒音特定作業の種類

特 定 作 業
自動車板金作業
ドラムかん洗浄作業

2. 振 動

(1) 振動規制法による規制基準

①特定工場等において発生する振動の規制基準（弘前市騒音規制地域図 参照）

区域区分	規制時間	昼 間	夜 間
		8:00～19:00	19:00～翌8:00
第1種区域		60 dB	55 dB
第2種区域		65 dB	60 dB

- 備 考
1. 基準値は、特定工場等の敷地の境界線での値。
 2. 第1種区域：騒音規制地域の第1種区域及び第2種区域
第2種区域：騒音規制地域の第3種区域及び第4種区域
 3. 学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、この表の値から5dB減じた値とする。

②特定建設作業振動に係る基準（弘前市騒音規制地域図 参照）

規制種別	基準値	作業禁止時刻	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	75 dB	19:00～翌7:00	10時間/日	連続6日	日曜日 及び休日
2号区域		22:00～翌6:00	14時間/日		

- 備 考
1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値。
 2. 振動規制法に係る特定工場等及び特定建設作業の区域区分については次表のとおり。

特定工場等の区域区分			特定建設作業の区域区分
振動規制法	騒音規制法		1号区域
第1種区域	第1種区域		
	第2種区域		
第2種区域	第3種区域		
	第4種区域	学校等の周囲80m内	
		上記以外	2号区域

③道路交通振動の要請限度（弘前市騒音規制地域図 参照）

区域区分	規制時間	要 請 限 度	
		昼 間	夜 間
		8:00～19:00	19:00～翌8:00
第1種区域		65 dB	60 dB
第2種区域		70 dB	65 dB

- 備 考
1. 基準値は、道路の敷地の境界線での値。

④振動規制法に規定する特定施設の種類の種類

特 定 施 設	施 設 の 規 模
金属加工機械	
液圧プレス	矯正プレスを除く。
機械プレス	
せん断機	原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。
鍛造機	
ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。
圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
織機	原動機を用いるものに限る。
コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。
コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。
木材加工機械	
ドラムバーカー	
チップパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。
印刷機械	
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw以上のものに限る。
合成樹脂用射出成形機	
鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

⑤振動規制法に規定する特定建設作業の種類

<p>くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業。</p> <p>※くい打機に関してはもんけん及び圧入式くい打機を除く。</p> <p>※くい抜機に関しては油圧式くい抜機を除く。</p> <p>※くい打くい抜機に関しては圧入式くい打くい抜機を除く。</p>
剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
<p>舗装版破砕機を使用する作業</p> <p>※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。</p>
<p>ブレーカーを使用する作業</p> <p>※手持式のものを除く</p> <p>※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。</p>

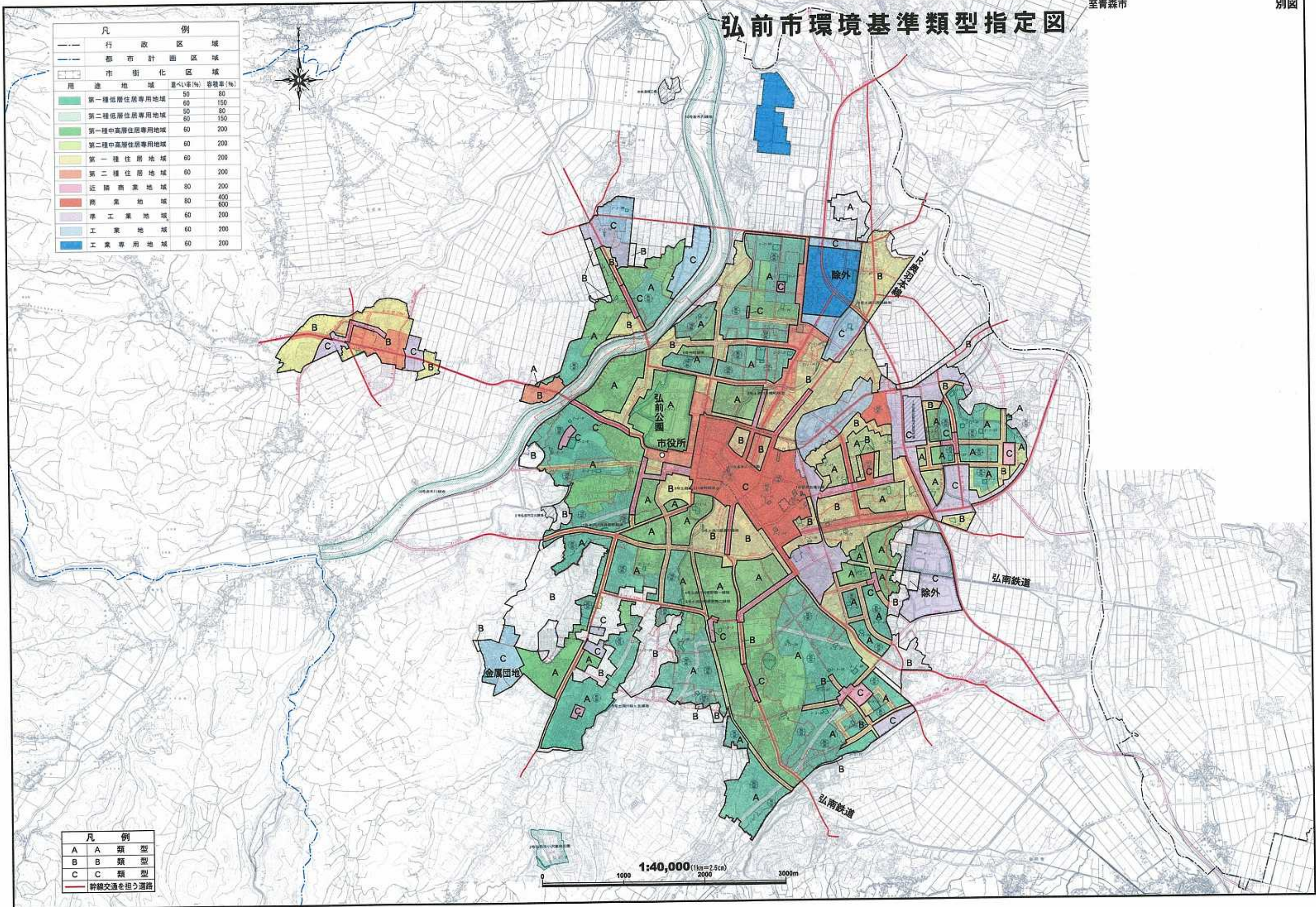
⑥ 県条例に規定する振動関係施設の種類

用途区分	振動関係施設の名称	施設の規模
工場等の用に供するもの	送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上であること。
金属の加工の用に供するもの	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw未満であること。
土石又は鉍物の加工の用に供するもの	切断機	原動機の定格出力が3.75kw以上であること。
マッチ軸木の製造の用に供するもの	軸むき機	
	軸さざみ機	
	選別機	
	乾燥機	
	軸そろえ機	
建設用資材の製造の用に供するもの	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上であること。
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上であること。
繊維工業の用に供するもの	動力打綿機	
	動力混打綿機	
製鋼の用に供するもの	製鋼機(電動機を用いるものに限る。)	

備考 鉍山施設、電気工作物である施設及びガス工作物である施設を除く。

弘前市環境基準類型指定図

凡 例		
---	行政区域	域
---	都市計画区域	域
---	市街化区域	域
用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)
第一種低層住居専用地域	50	80
第二種低層住居専用地域	60	150
第一種中高層住居専用地域	50	80
第二種中高層住居専用地域	60	150
第一種住居地域	60	200
第二種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
商業地域	80	400
		600
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200



凡 例	
A	A 類型
B	B 類型
C	C 類型
—	幹線交通を担う道路

1:40,000 (1km=2.5cm)

0 1000 2000 3000m

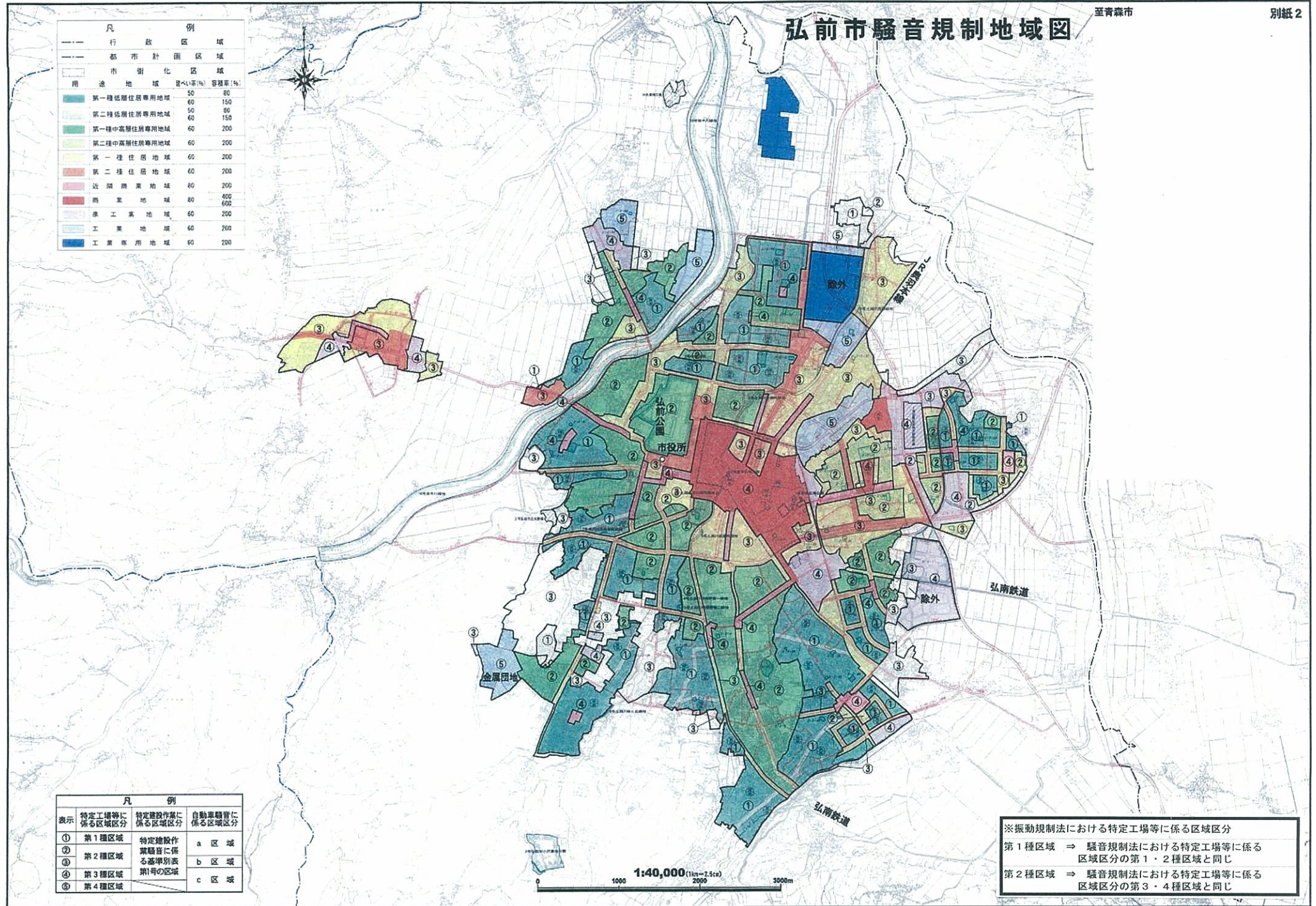
弘前市騒音規制地域図

至青森市

別紙2

凡 例

— — —	行政区域	
— — —	都市計画区域	
□	市街化区域	
用途地域	容積率(%)	容積率(%)
第一種低層住居専用地域	50	80
第二種低層住居専用地域	60	150
第一種中高層住居専用地域	50	80
第二種中高層住居専用地域	60	150
第一種住居地域	60	200
第二種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
商業地域	80	400
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200



凡 例

表示	特定工場等に係る区域区分	特定建設作業に係る区域区分	自動車騒音に係る区域区分
①	第1種区域	特定建設作業に係る区域区分	a 区域
②	第2種区域	業騒音に係る基準別表	b 区域
③	第3種区域	第1号の区域	c 区域
④	第4種区域		

※振動規制法における特定工場等に係る区域区分
 第1種区域 ⇒ 騒音規制法における特定工場等に係る区域区分の第1・2種区域と同じ
 第2種区域 ⇒ 騒音規制法における特定工場等に係る区域区分の第3・4種区域と同じ